

- 届出用紙は **4枚複写式**です。必要箇所にもれなく**鮮明にお届印を押印**(訂正印もお届印を使用)し、**添付書類とともに提出**してください。  
\* 日本生命保険は届出印制度廃止により認印の押印で可。ただし、改姓及び500万円以上の支払いには、本人確認書類(運転免許証、パスポート等の写し)の添付が必要です。
- **毎月15日(休日の場合は前営業日)までに提出**された不備ない届出に基づき、**変更は翌月から、解約は同月中**です。積立金は金融機関の規定日に送金します。  
**\*退職者の解約に注意!** 解約は、その月の積立後となります。**退職日が積立日より前の場合は積立中止が必要**です。**解約届が提出済みの場合も必ず共済会へご連絡**ください。
- 積立金等の送金は、**本人名義口座を指定**してください。また、送金先によっては振込手数料がかかる場合があります。
- 住民票・建物の登記事項証明書・印鑑証明書等の添付書類は、**取扱月の25日現在で発効日から3ヶ月以内が有効**です。

手続項目	留意点	提出書類【写】はコピー可
(1) 住宅取得払出し(解約)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>取得等の日から1年以内</b>の自己所有かつ自己の居住する、<b>延床面積50㎡以上</b>の住宅であること。 ※共有名義の場合は、工事費用を<b>持分に</b>応じて<b>按分</b>する。</li> <li>● <b>中古住宅を購入の場合、築後20年(耐火構造25年)以内</b>の物件であること。 ※「耐震基準適合証明書」が提出できる住宅は、築後要件を問わない。</li> <li>● ①は、契約者本人の住宅であり、<b>所在地・延床面積・取得年月日・取得費用・契約者名・甲乙両方の署名捺印・築年数(中古のみ)・印紙</b>等の必要事項が確認できること。</li> <li>● 登録住所から転居する場合は、住所変更届の提出も必要となる。</li> </ul>	<p>◆解約・払出請求書[様式3]</p> <p>①工事請負契約書(新築)または 売買契約書(購入)【写】</p> <p>②住民票(新住所)【写】</p> <p>③建物の登記事項証明書【写】</p> <p>④財形証書(生命保険契約の場合) *三菱UFJ・三井住友信託・第一生命は 住民票のみ原本を添付。</p>
(2) 増改築等払出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>工事完了日から1年以内</b>の自己所有かつ自己の居住する住宅の増改築で、<b>増改築後の延床面積が50㎡以上、工事に要する費用が75万円超</b>であること。</li> <li>● 工事部分に居住用以外の部分がある場合、居住用にかかる費用が工事費用全体の2分の1以上であること。 ※工事費用が75万円超、100万円以下の場合に限り、⑤～⑦の書類を施工業者による証明「増改築等工事完了届(厚生労働省の様式)」に替えることもできる。</li> </ul>	<p>◆解約・払出請求書[様式3]</p> <p>(1)の①～④に加え、⑤～⑦のいずれか</p> <p>⑤建築物の確認済証【写】*所定機関の証明</p> <p>⑥検査済証【写】*所定機関の証明</p> <p>⑦増改築等工事証明書【写】 *⑦は国土交通省の様式による建築士の証明。</p>
(3) 住宅取得前・増改築前一部払出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>取得前(引渡前)に</b>、貯蓄残高の<b>9割を払出し</b>する。 ※一部払出し後も積立ては継続する。</li> <li>● 一部払出しから<b>2年以内かつ住宅取得(工事完了)から1年以内</b>に、未提出の添付書類を提出して、残りの積立金を払出し(解約)する。</li> <li>● 目的外の一部払出しはできない。</li> </ul>	<p>◆解約・払出請求書[様式3]</p> <p>①工事請負(または売買)契約書【写】 *一部払出後、残金の払出し時(解約)に未提出の確認書類を提出。</p>
(4) 目的外払出し(解約)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全額解約扱いとなり、解約日以後支払われる利子等に対して<b>分離課税を適用し、過去5年間に遡り非課税で支払われた利子等の累計額に追徴課税</b>する。 ※ただし、<b>生命保険契約の財形年金は、一時所得課税</b>となる。</li> </ul>	<p>◆解約・払出請求書[様式3]</p> <p>④財形証書(生命保険契約の場合)</p>
(5) 住所・氏名・非課税限度額・お届印の変更、中断、再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生命保険契約の氏名変更の場合は、事実確認書類を添付する。</li> <li>● お届印の紛失による変更は、全箇所にもれなく新お届印を押印する。</li> <li>● 生命保険契約のお届印紛失の場合は、印鑑証明書の印を押印する。</li> <li>● 財形年金・財形住宅<b>両方の加入者の限度額変更は、変更申込書の「非課税申告書」の最高限度額欄も記入が必要</b>となる。</li> <li>● 中断(取扱規程第12条該当等)は、<b>2年以内</b>で、再開には手続きが必要となる。 ★育児休業による中断は、所定の手続きにより<b>子が3歳になるまで延長</b>できる。</li> <li>● <b>住所・氏名変更は、個人番号を記入するため本人による直接手続き</b>となる。</li> </ul>	<p>◇変更申込書[様式2]</p> <p>⑨運転免許証等【写】 (※生命保険契約の氏名変更の場合)</p> <p>⑩印鑑証明書 (※生命保険契約のお届印紛失の場合)</p> <p>★育児休業をする者の財産形成非課税貯蓄 継続適用申告書</p> <p>◀住所・氏名変更での提示書類▶ 個人番号カードまたは通知カード、運転免許証等</p>

\*ご不明な点は、名古屋鉄道グループ財形貯蓄会(名古屋鉄道共済会貯蓄担当) 鉄電/92-6460、NTT/052-882-1990へお問い合わせください。